

保育所等訪問支援のご案内

保育所等訪問支援とは

お子様が普段生活をしている保育所や幼稚園、学校等に保育所等訪問支援事業所の職員が訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。

支援のポイント

- ✿ 集団生活の中で安心して過ごせるよう、発達や特性に応じた成長と一緒に確認し、支援します。
- ✿ 家族がお子様の特性を理解し、成長を前向きに捉えられるよう支えます。
- ✿ 保育所や幼稚園、学校等に対して、特性に応じた関わり方や環境づくりについて助言します。

支援の概要図

【直接支援】

お子様が集団生活の中で安心して過ごせるよう、発達や特性に応じた支援を行います。



お子様

お子様の特性を踏まえながら、より過ごしやすい環境づくりを行い、集団生活への関わりを支援します。



支援スタッフ

【間接支援】

先生方に対して関わり方や環境づくりの助言を行い、日常の支援をサポートします。



保育士・教諭等

成長の確認
情報共有



保護者様

信頼・安心

対象

保育所や幼稚園、学校その他児童が集団生活を営む施設に通う発達に特性があるお子様であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められたお子様

利用料金

サービス利用にかかった費用の1割負担。
(負担上限額の設定があります)
なお、0歳から就学前のお子様については、国及び東京都の制度により、利用料が無料となります。

訪問頻度

お子様の状況に応じて調整します。

利用の流れ

相談

- ① すこやか福祉センターへ相談
- ② 療育センター（アポロ園又はゆめなりあ）で療育相談
（※必要な書類がある場合は省略可）
- ③ 療育相談後、保育所等訪問支援が必要と判断された場合、利用申請

申請

- ④ すこやか障害者相談支援事業所で面接（申請受付・勘案事項調査）
- ⑤ サービス等利用計画を作成（保護者同意のもと）
- ⑥ 中野区障害福祉課にて支給決定・受給者証の交付
- ⑦ 保育所等訪問支援事業所と契約し、利用開始

実施

- ・保育所や幼稚園、学校等を訪問。子ども本人の行動観察及び訪問先職員に対する支援（助言や支援方法の提案等）を実施

報告

- ・担当者より保護者へ支援の内容等の報告を行う。
（児童発達支援及び放課後等デイサービス等と保育所等訪問支援を同一事業所で利用している場合には、児童発達支援事業等の担当者から、報告を行うことがある。）



問合せ先



中野区 健康福祉部 障害福祉課 子ども発達支援係
☎ 03-3228-5613 FAX 03-3228-5662
✉ hattatsushien@city.tokyo-nakano.lg.jp